

## 第1 目的

この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮する住宅確保要配慮者を支援するため、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「セーフティネット法」という。）第8条の住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（以下「セーフティネット住宅」という。）の貸主が実施する住宅設備の導入に対して補助を行うことにより、住宅確保要配慮者の安全性や住宅の利便性を高めるとともに、セーフティネット住宅の登録促進を図り、もって住宅確保要配慮者の居住の安定を確保することを目的とする。

## 第2 通則

東京都住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅設備導入費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、セーフティネット法、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号。以下「法施行規則」という。）、国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年厚生労働省・国土交通省令第1号）、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）、その他関係法令及び関連通知によるほか、この要綱に定めるところによる。

## 第3 用語の定義

この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 住宅確保要配慮者 次のいずれかに該当する者

(1) セーフティネット法第2条第1項各号に規定する者

(2) 法施行規則第3条各号に規定する者

(3) 東京都住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画において、住宅確保要配慮者とされた者

二 住宅設備 住宅確保要配慮者の安全性若しくはセーフティネット住宅の利便性を高めることを目的とするもの又は都の施策と関連が認められるもので、別表に規定する要件を満たすもの

三 導入 住宅設備を購入し、セーフティネット住宅の住戸内又は住棟の敷地内に設置し、使用が可能な状態とすること。

四 新規登録住宅 この要綱の施行日以後、新たに登録されたセーフティネット住宅

五 既登録住宅 この要綱の施行日より前に登録されたセーフティネット住宅

## 第4 補助金の交付対象

1 知事は、貸主が、都内のセーフティネット住宅に住宅設備を導入する場合、その申請に基づき、予算の範囲内において、当該貸主に対し、導入に要する費用を補助することができる。

2 前項のセーフティネット住宅は、原則として新規登録住宅に限る。ただし、知事は新規登録住宅と同数の範囲で、当該住棟において住宅設備を導入する既登録住宅についても前項の補助の対象に含めることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、知事は、住宅設備のうち、共用の設備を導入するに当たっては、当該住棟において、一の住宅設備につき少なくとも1戸以上の新規登録をする場合に限り、補助対象とする。

- 第1項から第3項までの新規登録住宅には、セーフティネット法第2条第1項第1号及び第3号から第5号までに規定する住宅確保要配慮者のうち、少なくともいずれか一つを入居者の資格として含むものでなければならない。

## 第5 補助金の交付額等

- 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、住宅設備の購入費と設置費とを合算した額のうち、領収書等によりその内容が確認できる額とする。ただし、貸主が実際に負担する額に限る。
- 他の補助事業において補助対象となっている住宅設備の導入に係る費用並びにその消費税及び地方消費税については、補助対象経費から除くものとする。
- 補助金の交付額は、前2項の規定により算定した補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）とする。ただし、次項に定める限度額を超える場合にあつては、限度額とする。
- 前項の限度額は、一の住棟につき、新規登録住宅の数と前条第2項の規定により補助の対象に含めた既登録住宅の数とを合計した数に10万円を乗じて得た額とする。
- 一のセーフティネット住宅に係る補助金の交付は、一度限りとする。

## 第6 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする者は、住宅設備を購入する前に、交付申請書（別記第1号様式）に次に定める関係書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- 補助金額算出内訳書（別記第1号様式別紙1）
- 申請額内訳明細書（別記第1号様式別紙2）
- 住宅設備が別表に規定する要件を満たしていることを確認できる書類
- 住宅設備を設置する場所を記載した図面
- 住宅設備を導入するための金額が確認できる書類

## 第7 補助金の交付決定等

- 知事は、前条の規定による申請を受けた場合は、当該申請書の内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定するとともに、交付決定通知書（別記第2号様式）により、速やかに申請者に通知する。この場合において、交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。
- 知事は、前項の審査において、当該申請書の内容を適当と認めないときは、補助金を交付しないことを決定し、前項の例により不交付決定通知書（別記第3号様式）により申請者にその旨を通知する。
- 知事は、適正な交付を行うため、申請者に対し、必要に応じて資料の提出及び申請書類等の修正を求めることができる。

## 第8 申請の撤回

申請者は、補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、交付決定通知書の受領後14日以内に、補助金の交付申請を撤回することができる。この場合において、知事は、撤回を承認したことについて、申請者に対し、交付申請撤回承認通知書（別記第4号様式）により速やかに通知するものとする。

## 第9 交付決定の変更

- 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定後に

において、補助金額の変更等が生じた場合は、交付決定変更申請書（別記第 5 号様式）に次に定める書類を添えて、速やかに知事に申請しなければならない。

- 一 補助金額算出内訳書（別記第 5 号様式別紙 1）
- 二 申請額内訳明細書（別記第 5 号様式別紙 2）
- 三 住宅設備が別表に規定する要件を満たしていることを確認できる書類
- 四 住宅設備を設置する場所を記載した図面
- 五 住宅設備を導入するための金額が確認できる書類

2 知事は、前項の申請による変更を適当と認めるときは交付決定を変更し、交付決定変更通知書（別記第 6 号様式）により補助事業者へ通知し、適当と認めない場合は交付決定を変更しないことを決定し、交付決定変更不承認通知書（別記第 7 号様式）により補助事業者へその旨を通知する。

## 第 10 補助事業の中止又は廃止

- 1 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後、特別な理由が生じたため、補助事業を中止又は廃止しようとする場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の規定による承認を受けようとするときは、事業中止・廃止承認申請書（別記第 8 号様式）を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、第 1 項の申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、承認することを決定したときは事業中止・廃止承認書（別記第 9 号様式）により、承認しないことを決定したときは事業中止・廃止不承認書（別記第 10 号様式）により、補助事業者へその旨通知するものとする。

## 第 11 状況報告

知事は必要に応じ、補助事業者に対し、期限を定めて補助事業の状況について報告を求めることができる。

## 第 12 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、知事が別に指定する期日までに、実績報告書（別記第 11 号様式）により、次に掲げる書類を添えて知事に報告しなければならない。

- 一 補助金実績額算出内訳書（別記第 11 号様式別紙 1）
- 二 実績額内訳明細書（別記第 11 号様式別紙 2）
- 三 支出を証明する書類
- 四 住宅設備を導入したことが確認できる現況写真

## 第 13 補助金の額の確定

知事は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合で、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（別記第 12 号様式）により、補助事業者へ通知するものとする。

## 第 14 補助金の交付

- 1 補助事業者は、前条の補助金額確定通知書を受領したときは、知事の指定する日までに請求書（別記第 13 号様式）に請求額内訳明細書（別記第 13 号様式別紙）を添えて、知事に補助金を請求しなければならない。

- 2 知事は、補助事業者から前項の請求書の提出を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

#### 第 15 補助金の交付決定の取消し

- 1 知事は、補助事業者が次に掲げる事項に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
  - 一 交付決定後に生じた事情の変更等により、この要綱に基づく事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき
  - 二 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき
  - 三 補助事業を中止し、又は廃止したとき
  - 四 補助金を他の用途に使用したとき
  - 五 補助事業を予定の期間内に着手せず、又は完了しないとき
  - 六 事情の変更により補助対象の内容及び経費が変更になり、補助金が減額になったとき
  - 七 補助金の交付決定内容又はこれに付した条件その他関係法令若しくは交付決定に基づく命令に違反したとき
- 2 前項の規定は、第 13 の補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。
- 3 知事は、第 1 項の規定による取消しをした場合は、補助事業者に対し、交付決定取消通知書（別記第 14 号様式）により速やかに通知するものとする。

#### 第 16 補助金の返還

知事は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期間を定めてその返還を命ずるものとする。

#### 第 17 違約加算金及び延滞金

第 15 の交付決定の取消しによる補助金の返還については、次に掲げる規定により、違約加算金及び延滞金を納付させるものとする。ただし、第 15 第 1 項第 2 号、第 4 号又は第 7 号に該当しない場合の違約加算金については、この限りでない。

- 一 違約加算金（100 円未満の場合を除く。）は、補助金の受領日から納付日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年 10.95%の割合で計算する。
- 二 前号の違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充当する。
- 三 知事は、補助事業者が第 16 の規定により補助金の返還命令を受け、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。
- 四 前号の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付額を控除した額によるものとする。

#### 第 18 補助事業の実施期間

補助事業者は、会計年度の末日までに補助事業を完了させなければならない。

#### 第 19 検査、報告及び是正命令

- 1 知事は、補助事業者に対し、必要と認める事項について報告を求め、書類を提出させ又は実地に調査することができる。

- 2 知事は、前項の報告、調査等により、交付決定の内容又はこの要綱の規定に違反する事実があると認めるときは、期日を指定して是正の措置を命じることができる。

## 第 20 補助事業の帳簿等の作成及び保管

補助事業者は、補助事業に関わる収支に関する帳簿、証拠書類その他補助事業の実施の経過を明らかにするための書類等を備えるとともに、補助事業の終了後 5 年間保管しなければならない。

## 第 21 財産の管理及び処分

補助事業者は、補助事業が完了した後も、補助事業により取得した財産を適切に管理するとともに、補助金の目的に従って、その効果的運用を図らなければならない。

## 第 22 補助事業者の責務

- 1 補助事業者は、補助金の交付に係る住宅設備を導入した住戸について、交付決定の日から 10 年間、継続してセーフティネット住宅として維持管理しなければならない。ただし、当該補助事業者からセーフティネット住宅における賃貸人としての地位を継承した者がいる場合（当該補助事業者と当該継承した者との間に、当該賃貸人としての地位について他の継承者がいた場合を含む。）において、当該継承した者が継続してセーフティネット住宅として維持管理するときは、この限りでない。
- 2 補助事業者は、補助金の交付に係る住宅設備を導入したセーフティネット住宅の所有権を売買等の特定承継により他の者に譲り渡す場合であって、それに伴い当該住宅における賃貸人としての地位を他の者が承継するときは、前項の期間において、当該賃貸人としての地位を承継した者（当該補助事業者から賃貸人としての地位を継承した者から更に当該地位を継承した者を含む。）が補助事業者に代わり、第 19 及び第 23 の規定による知事の求め、指示及び命令に従う措置、並びに第 20 及び前条の規定による補助事業者の責務を果たすよう、適切な措置を講じなければならない。

## 第 23 協力の要請

知事は、補助事業者に対し、導入した住宅設備に関するアンケートの実施等についての協力を求めることができる。

## 第 24 特定承継者である場合における準用

第 19 から第 21 まで及び前条の規定は、補助金の交付に係る住宅設備を導入したセーフティネット住宅について売買等の特定承継に伴い、当該住宅における賃貸人としての地位を新たに承継した者について準用する。この場合において、当該各規定中「補助事業者」とあるのは「補助金の交付に係る住宅設備を導入したセーフティネット住宅について売買等の特定承継に伴い、当該住宅における賃貸人としての地位を新たに承継した者」と読み替えて適用する。

## 第 25 その他

- 1 次に掲げる事項に該当する個人、民間事業者及び団体は、この要綱に基づく補助金の交付対象としない。
  - 一 暴力団員（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 条。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団関係者（暴排条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
  - 二 暴力団（暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

- 三 民間事業者及び団体の代表者、役員又は社員、使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団員及び暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの
- 2 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則（令和2年7月7日付2住住民第543号）

- 1 本要綱は、令和2年7月7日から施行する。
- 2 本要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第15から第17まで及び第19から第25までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

## 別表

対象設備	要件	共用	住戸
テレビモニター付きインターホン	カメラ機能を有するインターホンの子機及び住宅内のテレビモニターの親機により、住宅内から訪問者等を確認できる設備であること。	○	○
ヒートショック対策設備	急激な温度差により、高齢者等が健康を害することがないように、便所、浴室又は脱衣所に設置する固定式の暖房設備であること。	/	○
ごみ収集庫	住人の生活ごみ等を一定期間収納でき、かつ風雨や動物への対策がなされたごみ収集庫であること。	○	/
LED照明	日常生活において常時使用するもので、かつ商用交流電源から給電される照明器具（LEDランプを含む。）であること（移動式のものは除く。）。	○	○
宅配ボックス	住棟の敷地内に設置し、不特定の運送事業者が受取人の不在時に荷物を入れ、受取人が常時、当該荷物を受け取ることが可能な設備であること。	○	○
インターネット接続機器	住宅内に設置し、インターネットに接続するための有線LAN、又は無線LANの設備であること。	○	○
エアコン	居室内に設置する、統一省エネラベル4つ星以上に該当する設備であること。	/	○